田野畑村小中学校 新型コロナウィルス感染症対策(令和3年度版)

新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の感染拡大に収束の目処が立たず、近隣でも罹患者が発生するなど引き続き警戒が必要な状況下において、 学校の教育活動を可能な限り保障するため、今後の対策基準を以下のように改定する。

※本基準における近隣市町村とは、宮古管内の市町村

レベル	項目	具体的な取組内容	備考
	近隣市町村及び村内において未感染。校内において未感染。		
警戒レベル 1	教育活動	以下の感染対策を行いながら、通常通り行う。	給食あり。
	校外活動	近隣市町村での活動を認める。他地域での活動は協議の上、判断する。	対象地域の感染状況により可否決定。
	感染対策	検温・健康観察・マスク・手指消毒・校内消毒、登校制限(本人及び家族に体	調不良ある場合、本人を出席停止)
警戒レベル2	近隣市町村または村内に感染者あり。校内において未感染。		
	教育活動	三密の回避、全校合唱・全校応援の制限、行事の実施及び内容の検討。	給食あり。
	校外活動	原則として禁止とする。	必要性の高いものは協議の上、判断。
	感染対策	検温・健康観察・マスク・手指消毒・校内消毒、登校制限(本人及び家族に体	調不良ある場合、本人を出席停止)
警戒レベル3	校内に感染者あり。		
	教育活動	・陽性判定された時点から、小中全校一斉休業とする。	学級閉鎖等の個別対応はしない。
		・学校再開の時期は、濃厚接触者の検査結果が判明した後に、関係機関と協議	給食なし。
		の上、決定する。	登校日なし。
		・感染者及び濃厚接触者の出席停止期間は2週間程度とし、医師の指示を受け	リモート授業は実施しない。
		ながら判断する。	児童生徒は家庭で課題に取り組む。
	校外活動	全面禁止。	休業中の児童生徒及び教職員の外出
	勤務形態	教職員も在宅勤務とし、管理職が交代で在校する。	は、原則として禁止。

<感染防止対策で特に強化して取り組むもの>

- ・年度の切り替えを迎え、人の移動や新しい出会いの機会が増える時期でもあるので、より感染防止対策の徹底を図ること。
- ・飲食を伴う場面での感染事例が多く報告されていることから、多数での会食は控え、外食する際も予防対策を徹底すること。
- ・家庭内感染の事例も報告が増えており、家族の健康観察についても怠らないようにすること。
- ・春とは言え、外気温が低い日もあるので、定期的な換気対策は実施しつつ、室温が低下しすぎないように配慮すること。